

天童市空き家バンクをご活用ください！

制度の名称

天童市空き家バンク制度

制度の趣旨

市内の空き家の有効活用を通して、定住促進、地域環境保全及び地域活性化を図ることを目的としています。

空き家の購入又は利用を希望する方に、天童市空き家バンクに登録された情報を紹介します。

空き家バンクに登録の申請ができる方

空き家バンクに空き家を登録できる方は、次のいずれの事項にも該当する方となります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 空き家の全部事項証明書に所有者として登記されている方 |
| <input type="checkbox"/> 本市の市税を滞納していない方 |

空き家バンクに登録できる空き家

空き家バンクに登録するためには、次のいずれの事項にも該当する必要があります。

- | |
|---|
| <input type="checkbox"/> 法令に違反していない空き家であること。 |
| <input type="checkbox"/> 建物と敷地の所有者全員が空き家バンクへの登録を承諾している空き家であること。 |
| <input type="checkbox"/> 不動産業者との媒介契約が締結された空き家であること。 |
| <input type="checkbox"/> 空き家バンクへの登録が適当でないと認める空き家でないこと。 |

空き家バンクの登録期間

空き家バンク登録の日から概ね3カ月程度

※ 更新手続きを行うことで、期間の延長ができます。

問合せ先

天童市 建設部 都市計画課 都市再生係

電話 023-654-1111 (内線424・425)

空き家バンクの登録に必要な書類

空き家バンクの登録には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録申込書	様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 建物の全部事項証明書	登録する空き家の所有者を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 土地の全部事項証明書	登録する空き家の土地の所有者を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 固定資産課税台帳の写し 又は固定資産明細書の写し	登録する空き家の課税状況を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 身分証の写し	申請者の身分を確認できるもの
<input type="checkbox"/> 空き家の媒介契約書の写し	不動産事業者との媒介契約を示すもの
<input type="checkbox"/> 承諾書	登録する空き家の所有者が複数の場合のみ
<input type="checkbox"/> 委任状	所有者以外の方が申込み手続きを行う場合のみ 所有者との関係が確認できるもの
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録カード	様式第2号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> その他	空き家バンクの登録に必要な書類

空き家バンク登録の変更・更新に必要な書類

空き家バンクの登録内容の変更や登録の更新には、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録申込書	様式第1号（第5条関係）
<input type="checkbox"/> 空き家の媒介契約書の写し	不動産事業者との媒介契約を示すもの
<input type="checkbox"/> その他	空き家バンクの登録に必要な書類

空き家バンク登録の取消しに必要な書類

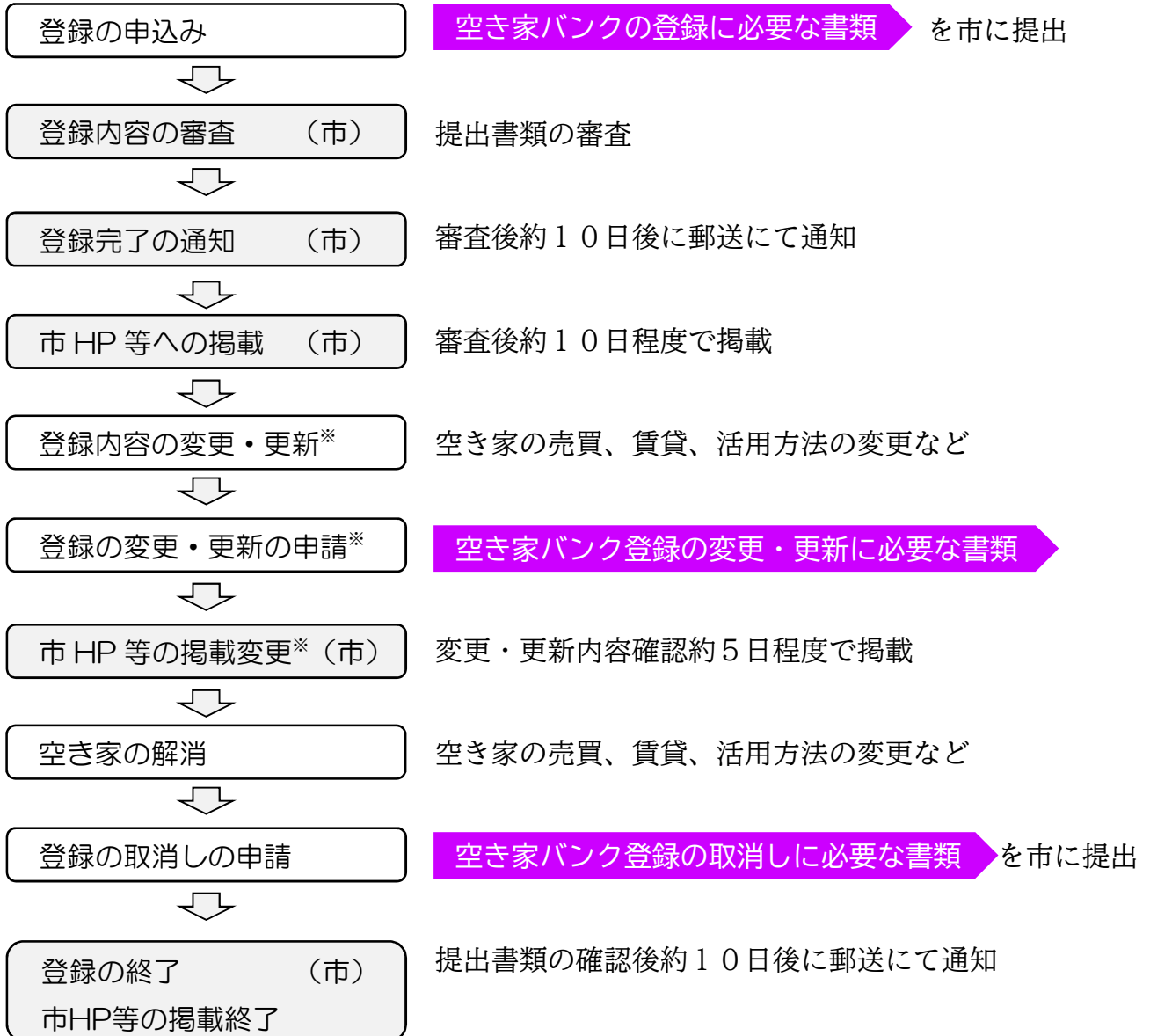
空き家バンクの登録を取り消すには、下記の書類が必要となります。

書類の種類	備 考
<input type="checkbox"/> 空き家バンク登録取消申請書	様式第4号（第8条関係）

空き家バンク利用上の留意点

- ・空き家を所有する方と空き家の購入、貸借を希望する方との空き家に関する交渉並びに売買及び賃貸借の契約については、市は直接これに関与しません。
- ・空き家に係る交渉及び契約に関する一切のトラブル等については、当事者間で誠意をもって解決するものとなります。
- ・空き家バンクに空き家を登録した方は、空き家の売却又は賃貸が決定した際には、遅滞なくその内容を市に報告するものとします。
- ・市が、空き家バンクの登録が適当でないとした場合は、登録を取消すことがあります。

手続きの流れ



※は、該当がある場合のみ実施